中学校自動販売機設置事業者 募集要項

１．趣旨

桑名市では、生徒および教職員の利便性向上及び熱中症対策を目的として、下記中学校校内に自動販売機を設置することを決定しました。つきましては、自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を選定するため、以下の要項に従い募集を行います。

募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

２．設置場所

　学校名：桑名市立陵成中学校

　住　所：桑名市筒尾八丁目12番地

　設置場所：別紙位置図参照

　設置台数：１台

３．提出期限、場所、方法

　提出期限：令和７年５月２７日（火）１７：００まで

　提出場所：桑名市役所　教育委員会事務局　教育総務課

　提出方法：郵送または持参

　※郵送の場合、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法で、期限日時までに上記提出場所へ必着でお願いします。

　（１）自動販売機設置申込書

（２）設置許可や登録を保有していることを証するもの【写し】

４．応募資格要件

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第1号、第2号及び第3号の規定に該当しないこと。

（2）申込書提出時点で桑名市入札参加資格者名簿に登録があること、もしくは手続き中であること。

（3）申込書提出時に桑名市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

（4）国税又は地方税の未納がないこと

（5）本募集要項に定める条件及び法令等を遵守し、「受注者自らが占用場所に飲料等を販売する自動販売機を設置し、また貸付期間中継続して営業・運営する事業」を行う者であること。

　（6）自動販売機を設置・運営するための必要な許可や登録証を保有していること。

5．条件

（1）設置等の時期は学校運営に支障のない期間（休日など）とすること。

(2) 販売飲料は、厚生労働省が定めている「熱中症対策飲料」や水分補給に適した飲料（酒類又はその類似品を除いたもの）を提供すること。 また、学校側で販売希望の商品があれば販売の努力を行うこと。

(3)別紙「災害時における自販機内在庫商品提供に関する覚書」を締結すること。

(4)自動販売機設置にあたっては地震対策等の転倒防止対策を施し、出来る限り既存施設の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

(5)自動販売機窃盗被害の発生防止のため、堅牢化基準による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。なお、窃盗による被害について市は責任を負わないものとする。

(6)自動販売機が使用可能な状態で常時設置されていること。また、売り切れが発生しないよう努め、補充の連絡を受けた際は速やかに対応すること。

(7)設置期間は1年とし、2回まで更新可能で、最大3年間（３年度）とする。

(8)関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

(9)購入対象者は、生徒・教職員および学校開放によるスポーツ団体とし、基本的に一般の方は購入しないものとする。※原則学校内は部外者立入禁止

(10)自動販売機の販売品の売価は、定価（標準小売価格）以下とすること。その代わりに、販売手数料は免除とする。

(11)占用料金は「桑名市行政財産目的外使用料条例」に基づき37,080円／台／年とする。（１年に満たない期間は月割）また、別途電気料金を負担していただくので、電気料金算出のため、設置業者において電力量等使用量計測用子メーターを設置すること。

(12)回収容器等は、自動販売機付近に通行の妨げにならないよう設置し、必要時には一時的な移動が可能なものにすること。また、自動販売機の設置により生じた空き缶等は設置事業者において定期的に回収すること。

(13)現地説明会は行わないため、現地を確認したい場合は、直接学校へ連絡し都合のよい日時を確認すること。

(14)自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は学校施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。

(15)自動販売機の売り上げ状況を１か月毎にまとめ、9月末及び年度末に売り上げ報告書を提出すること。ただし、臨時で学校及び教育委員会が報告を求められた場合は提出すること。

(16)自動販売機の設置、管理、運営において、設置から商品の補充、メニューチェンジ、金銭管理、空容器の回収・処分、故障等の対応、定期的な点検、自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務はすべて設置事業者が行うこと。

(17)オプション機能（防犯カメラ付など）は義務付けしないが、学校の機能向上に寄与する方法を設置事業者において検討すること。

(18)設置業者は、設置期間が終了した場合はすみやかに原状回復を行うこと。なお、原状回復に必要な一切の費用は設置業者において負担すること。

６．禁止事項

(1)アルコール飲料、タバコ、その他法律で禁止されている商品の販売。

(2)学校の秩序や風紀を乱す恐れのある商品の販売。

(3)設置場所およびその周辺の環境及び景観を損なうもの。

(4)自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸すること。

(5)自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託すること。

７．設置事業者の決定

設置事業者の決定については、応募者が１社の場合はその応募者に決定いたします。

応募多数の場合はくじ引きで決定します。この場合において、代理人がくじを引く場合は、委任状を提出してください。

８．提出先

〒511-8601

三重県桑名市中央町二丁目３７番地

　 桑名市教育委員会事務局　教育総務課　施設係　担当：佐藤

　 電話番号:0594-24-1237 FAX:0594-24-1358

メールアドレス: ksomum@city.kuwana.lg.jp

応募書類は、上記の提出先まで郵送または持参とします。

なお、応募書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

ご不明な点がございましたら、桑名市教育総務課までお問い合わせください。